

令和2年

第30回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年8月27日(木)

伊勢原市農業委員会

第30回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年8月27日(木) 午前9時15分～
- 2 開催場所 伊勢原市役所2階 2C会議室
- 3 委員在任定数 10名
 - 1 大木 克美
 - 2 越地 進
 - 3 杉本 和彦
 - 4 横山 正博
 - 5 岸田 文雄
 - 6 廣木 孝幸
 - 7 木村 勇
 - 8 萩原 隆雄
 - 9 鈴木 雅之
 - 10 黒田 義夫
- 4 出席委員数 10名
- 5 欠席委員数 2名
- 6 署名委員 杉本 和彦
横山 正博
- 7 議長 黒田 義夫
- 8 事務局等職員出席者 伊藤 陽一(事務局長)
青木 優
岸 好夫
- 9 傍聴者 0名
- 10 審議内容 (開会 午前9時15分)

[事務局長] 定刻となりましたので、只今より第30回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はおりません。在任定数10名、欠席委員は、5番・岸田文雄委員と6番・廣木孝幸委員の2名ですが、定足数に達しておりますので、第30回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。議長、宜しくお願いします。

[議長] それでは、只今から、第30回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、3番・杉本和彦委員と4番・横山正博委員の両名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告4件、議案5件の計9件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が6件ありました。この届出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。

はじめに、報告第1号の1、相続日は、平成28年6月28日で、平塚市にお住まいの方が、岡崎字大割1筆、前田2筆、合計3筆面積473.88平方メートルを相続しました。権利を取得した農地の第三者への農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年8月3日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、令和2年5月25日で、市内三ノ宮にお住まいの方が、三ノ宮字上叔母様1筆、面積99平方メートルを相続しました。権利を取得した農地の第三者への農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年7月1日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は、令和2年3月30日で、市内三ノ宮にお住まいの方が、三ノ宮字上初川2筆、面積160平方メートルを相続しました。権利を取得した農地の第三者への農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年8月5日です。

次に、報告第1号の4です。相続日は、令和元年12月29日で、市内下平間にお住まいの方が、岡崎字前田の農地2筆、上平間字西ノ久保の農地1筆、下平間字中の農地3筆、同字水草の農地2筆、同字向入の農地3筆、同字谷原の農地1筆、同字東下の農地7筆、同字谷原下の農地1筆、同字西の農地1筆、同字西久保の農地1筆、同字久保尻の農地1筆、同字大原の農地2筆、合計25筆、面積16,457平方メートルを相続しました。権利を取得した農地の第三者への農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年7月27日です。

次に、報告第1号の5です。相続日は、令和元年12月29日で、市内下平間にお住まいの方が、下平間字大原の農地2筆、面積1,230平方メートルを相続しました。権利を取得した農地の第三者への農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年7月27日です。

次に、報告第1号の6です。相続日は、令和2年1月17日で、厚木市内にお住まいの方が、小稲葉字廣町の農地2筆、同字中野原の農地5筆、沼目字中道上の農地1筆、合計8筆、面積4,776平方メートルを相続しました。権利を取得した農地の第三者への農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年8月5日です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出が4件あったという内容となっております。何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項の規定に基づく届出が必要になります。

お手元資料にあります3件の届出、合計3筆、1,105平方メートルについて、報告させていただきます。この3件の届出は、いずれも比々多地区内です。

まず、報告第2号の1については、専用住宅を建築するものです。

次に、報告第2号の2及び3については、これら2件、2筆を一体的に活用して、宅地造成し、自らが売主として販売するものです。

いずれも、不動産登記法第37条の規定に基づき、地目の変更の登記申請を適切に行うよう、指導・助言しています。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容につきましては、市街化区域内の農地の転用届出が3件あったという内容になっております。何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項の規定に基づく届出が必要になります。

お手元資料にあります1件の届出、2筆、326平方メートルについて、報告させていただきます。

大田地区の案件で、既にプレハブの工作物が設置されており、事業場等として活用されてきた経過があるとのことですが、過去に転用許可、又は届出が行われた経過がみられませんでした。このため、本来は転用時に適正な手続が行われるべきであったことを口頭指導した上で、受理としました。

また、不動産登記法第37条の規定に基づき、地目の変更の登記申請を適切に行うことについても、指導・助言しています。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で所有権移転を伴う農地転用の届出が1件ということですが、何かご質問がございましたらお願いします。

[A 委員] この土地は転用済みということですが、転用目的の欄に記載されている「その他分類不能」とはどういうことを言うのか説明してほしい。

[事 務 局] システムの選択項目として住宅や駐車場などがあるが、この土地には既にプレハブが建ってしまっており、これから何かに転用するという分類にあてはまらないため、このような記載をして、下段に施設の詳細説明をさせていただきました。

[A 委員] そうすると、備考欄には転用済みとあるが、不法転用のままだったということですか。

[事 務 局] 過去に届出が出ていないことが確認できましたので口頭で指導しまして、ここで届出書を提出してもらったという経過です。転用済みというより未届です。訂正させていただきます。

[議 長] 他に、ございませんか。無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

公共事業工事に伴う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用

の許可は不要です。今回、比々多地区1件、高部屋地区1件の届出がありました。

報告第4号の1、図面番号は1番、併せて公図・参考図をご覧ください。

神奈川県平塚土木事務所長からの届出で、砂防指定地「谷戸岡沢」における溪流保全工の整備に必要な資材仮置場・工事用通路設置のため、三ノ宮字下中島の一部、面積365平方メートルのうち287.08平方メートルを転用したいとの届出です。工事期間は令和2年7月31日から令和3年3月15日です。

次に報告第4号の2、図面番号は2番です。

この案件も、神奈川県平塚土木事務所長からの届出で、日向字高橋1925番1の一部、面積422平方メートルのうち168平方メートルと1929番1の一部、面積1,183平方メートルのうち152㎡、1951番1の一部、面積1,877平方メートルのうち635平方メートルを砂防指定地「高橋沢」における溪流保全工の整備に必要な資材仮置場・工事用通路設置のため一時転用したいとの届出です。工事期間は、令和2年7月28日から令和3年1月29日です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。いずれも砂防工事のための資材置場と工事用通路として使用する旨の届出があったということでございます。何かご質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、議案に入ります。
議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

[議 長] 事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明します。
相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を、農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、大田地区で2件の申請がありました。

議案第1号の1、申請人は市内下平間にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は、9ページから11ページです。

申請地は、岡崎字前田に2筆、上平間字西ノ久保に1筆、下平間字中に3筆、同字水草に2筆、同字向入に3筆、同字谷原に1筆、同字東下に7筆、同字谷原下に1筆、同字西に1筆、同字西久保に1筆、同字久保尻に1筆、同字大原に2筆、合計25筆、面積16,457平方メートルを特例農地として申請しています。8月18日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、夏野菜や水稻が作付けされ全筆良好に耕作管理されていることを確認しました。

議案第1号の2、申請人は厚木市にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は、12ページです。

申請地は小稲葉字廣町に2筆、同字中野原に5筆、沼目字中道上に1筆、合計8筆、面積4,776平方メートルを特例農地として申請しています。8月17日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、水稻が作付けされ全筆良好に耕作管理されていることを確認しました。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員から補足説明がございましたらお願い

いたします。

[B 委員] 事務局の説明のとおりでございます。日頃は本人と母親、週末には叔父にあたる方たちが手伝いをしています。8月18日に本人立ち会いのもとで、8月22日には地区委員4名で確認しましたが、特に問題はないと思います。ご審議のほど宜しく申し上げます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第1号の2について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 次に移ります。

[議長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、高部屋地区で1件、大田地区で1件の申請がありましたが、議案第2号1の案件については、8月18日に地区農業委員、申請者立会のもと現地確認をしたところ、1筆農地以外に使用していたため、是正指導をしましたが、申請人より取下げの申出がありました。今後、是正措置が完了後、再度申請を行います。

議案第2号の1、 図面番号は3番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は上粕屋字久保の農地1筆、面積は1, 859平方メートルの畑です。

譲渡人は上粕屋の方で、譲受人は譲渡人の実の娘さんです。今回、高齢により耕作ができないため、経営移譲するため申請します。譲受人世帯の経営農地面積は3, 703平方メートルなので、下限面積の特段の面積の30アールにを超えており、農地取得に支障はありません。

8月17日に事務局と地区農業委員の合同で現地調査を行い、所有している農地には里

芋、ナス、サツマイモなどが作付けされ、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありません。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号1についての地区担当委員の補足説明でありますが、私の担当地区ですので私から補足をさせていただきたいと思います。

[議 長] 8月24日に高部屋地区の推進委員と共に現地を確認してまいりました。譲受人は譲渡人の娘で、娘夫婦は同一敷地内に住居を構えておりますが、ここで、譲渡人が高齢のために娘夫婦が引き継ぐということでございます。既に一部は経営移譲されており、今回、残りの部分を経営移譲するものですが、前回の経営移譲された部分も含めて農地が適正に管理されていることを確認してまいりましたので何ら問題はないと判断しました。宜しくお願ひします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何か御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 農地を自ら農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、高部屋地区で1件の申請がありました。

議案第3号の1、図面番号は5番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は上粕屋字上尾崎の1筆、面積1, 199平方メートルを貸駐車場として転用するものです。申請人は、上粕屋の方です。

申請理由は、申請地から西に15メートルに工場があり、現在、工場の敷地内に関係車両と敷地内の法下に従業員の車を駐車させております。敷地内の駐車スペースが狭いため、大半の従業員は相乗やバス等で通勤しています。近年では、従業員も増え、交通の便も良くないことから、車での通勤要望が多くなり、喫緊の課題に苦慮していました。

駐車場不足の解消に向けて、新たな駐車場の設置にあたり、工場と道路を挟んで徒歩1分とかからない立地の申請地に、工場主から駐車場として使用したい強い要望があったので承諾しました。駐車場の計画台数は現在の従業員は17名で、うち15名は車通勤希望者です。また、8台は社有車で合計23台分の駐車を計画しています。

申請地の立地基準は、住宅地や事業用地に囲まれた農地であり、当該一団の農地が下限面積に満たないため、第3種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地内は碎石を敷き転圧をかけ、進入路部分のスロープはコンクリート敷きとします。駐車場周囲にはネットフェンスを新設し、土砂等の流

失を防ぎます。また、雨水は浸透管、浸透柵を設置し敷地内で浸透処理とします。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例及び自費工事申請は手続き中ですが、今後転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後県知事に副申します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号1についての地区担当委員の補足説明ですが、私の担当地区でするので私から補足をさせていただきたいと思ひます。

[議 長] 8月24日に高部屋地区の推進委員と共に現地を確認してまいりました。現地は、私が農業委員に就任した時から草刈り等の管理はされてますが、耕作がされておりません。今回、近隣の工場から従業員の駐車場としてお願いできないかとの要請に基づいての転用となったようでございます。地域の方も駐車場になれば環境面でも望ましいのではないかと判断いたしました。宜しくお祈ひします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何か御質問・御意見がございましたらお祈ひいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の1について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります1件、2筆、1,825平方メートルの利用権の設定に関する意向の申出について、御審議をお願いします。

本件は、農地中間管理事業を活用するもので、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社から、牧場経営を行っている方へ転貸される予定となっております。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第4号について、何か御質問・御意見がございましたら、お祈ひいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号については、「原案のとおり認める」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第5号、令和2年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書の提出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 令和2年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書の提出について説明いたします。本議案につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を、より効率的かつ効果的に実施するため、農業関係者が抱える問題や課題について、伊勢原市の新総合計画や10月中旬以降に本格化します令和3年度の予算に反映していただけるよう、伊勢原市農業委員会から伊勢原市長に提出する意見書の内容について、ご審議いただくものでございます。

内容につきましては、4月に議案上程しました県知事への要望事項の大項目と同じ仕立てとなっております。

議案上程に至るまでの経過でございますが、本年6月18日の農政部会におきまして、事務局案を提示して議論していただき、そこでの意見を反映した修正案を再度7月15日の農政部会にお諮りし、合意されましたことから、本日の全員協議会で報告する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、8月の全員協議会を書面による開催としましたことから、両委員の皆様にご案内を事前送付しまして、お目直しをお願いしたところでございます。

議案送付までに、法3条に規定されていた「建議」の条項は廃止されましたが、農業委員会等に関する法律第38条に規定されております関係行政機関に対する意見という形で行うべきとご指摘を受け、検討しました結果、タイトルと提出時の鑑を修正いたしました。それでは、意見書の内容についてご説明いたしますので、議案の次のページ「別紙」をご覧ください。

大項目の1つめは、「有害鳥獣対策について」として、鳥獣害防護柵等の設置費用の助成を次年度以降も継続すること、有害鳥獣の個体数抑制を図るため、猟友会等へ処分経費の単価を増額することの2点を要望するものでございます。

大項目の2つめは、「農業委員会組織の強化について」として、農業委員会事務局の体制強化、農地台帳システムの改修に要する予算措置、農地の利用状況調査を効率的に行えるよう、タブレット型端末機やドローンの導入など、地図情報システムの充実化に必要な予算措置の3点を要望するものでございます。

大項目の3つめは、「担い手・経営対策について」として、認定農業者等に対する支援拡充、認定取得希望者や女性農業者へ農業経営等の助言・指導を行う体制の強化を要望するものでございます。

大項目の4つめは、「農地の保全と有効利用対策」として、農道・水路等の農業基盤の整備推進、遊休農地の発生防止と解消に向けた取組を推進し、農地を有効利用できる施策の推進、農地の集積・集約化に必要な支援を要望するものでございます。

内容については以上でございますが、本総会で決定しました意見書につきましては、9月3日に会長から市長に提出する予定となっております。

その際、職務代理、農政部会の正副部会長にも同席をお願いしたいと考えておりますので、よろしくごお願い致します。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第5号について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

- [議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第5号については、「原案のとおり決定とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員／挙手多数 】

- [議 長] 挙手全員／（挙手多数）。
よって、議案第5号については、「原案のとおり決定とする」ことといたします。
- [議 長] 以上をもちまして、第30回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。
- [事務局] 次回の総会は、9月28日、月曜日、会場につきましては、市役所2階の2C会議室でございます。よろしくお願いいたします。

【 10時15分 終了 】

令和2年8月27日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____